

茨城県飼養衛生管理指導等計画

令和6年8月29日
茨城県公表

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の4に規定に基づき定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- 3 本計画については、国内外における家畜伝染病の発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。
- 4 本計画の策定・改正した場合は、これを公表する。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 本県の畜産業の現状

1 現状と課題

本県畜産は、令和4年産出額が1,340億円で、農業産出額の約30%を占める基幹産業であり、首都圏を中心とした大消費地に畜産物を安定的に供給する基地として重要な役割を担っている。

しかしながら、畜産を巡る情勢は、高齢化による担い手の減少や配合飼料や資材価格の高騰等による生産コストの増大に加え、人口減少の加速化による国内市場の縮小、高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱の世界的な流行など大変厳しい状況が続いている。

このような中においても儲かる畜産経営の育成と本県畜産業の振興を推進していくため、生産性の向上や規模拡大、経営・飼養管理技術の高度化等による収益性の高い経営体の育成、長期的な戦略に基づく更なる高付加価値化やブランド化、国内外における積極的な販路開拓等に取り組んでいく。

さらに、国内で発生が頻発している豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策等を講じるほか、家畜排せつ物の適正処理や有効活用を進めるなど、霞ヶ浦・涸沼流域内での畜産環境対策の徹底を図る。

2 畜種毎の飼養頭数（令和6年2月1日時点）

主要な畜種	農場数	頭羽数
乳用牛	255	24,490
肉用牛	407	53,048
豚	346	440,125
採卵鶏	373	14,161,466
肉用鶏	51	1,560,468
馬	160	4,344

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

畜種	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病：散発的な発生 ・牛伝染性リンパ腫：と畜場において多く発生 ・牛ウイルス性下痢：散発的な持続感染牛の摘発 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛農場では、日常的に農場に出入りする人や車両が多く、衛生管理区域への病原体侵入のリスクが高い ・初妊牛導入、預託等による牛の移動が多く、広域からの病原体侵入のリスクが高い
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・発生なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩用を含む小規模農場が多く、診療や衛生指導が可能な民間獣医師が少ない
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱：令和4年に2戸、令和5年に1戸で発生 ・豚流行性下痢：令和3年に1戸、令和6年に3戸で発生 ・豚丹毒：と畜場において毎年発生 ・豚繁殖・呼吸障害症候群：農場における継続的な発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生いのししを始めとする野生動物による病原体侵入の恐れがある ・と畜場への出荷車両を介した病原体侵入の恐れがある
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ：令和2年度に1戸、令和4年度に6戸、令和5年度に1戸で発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼やため池等があり、野鳥由来の鳥インフルエンザウイルス等が鶏舎へ侵入するリスクが高い
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・発生なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬関連施設があり、県域を越えた馬の移動が多く、広域からの病原体の侵入のリスクが高い
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模化により、人や車両の農場への出入りの機会が増加し、衛生管理区域への病原体侵入のリスクが増大している ・農場密集地域では、近隣農場からの病原体侵入のリスクが高い ・県内に空海港があり、海外から病原体に汚染された畜産物が不法に持ち込まれることにより、地域へのアフリカ豚熱や口蹄疫等の侵入のリスクが高い ・家畜衛生情報の収集、診断予防技術の向上、防疫マップシステムの整備により監視・危機管理体制を強化するとともに、慢性疾病を低減させるための衛生対策を充実することで生産性の向上を図ることが必要 	

III 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者及び農場の飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、家畜の所有者等が自主的に遵守することができるように、地域の家

畜衛生上の課題を的確に把握し、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きを踏まえ、飼養規模や経営形態に対応した実効性のある指導等を実施していく。

2 飼養衛生管理基準の周知

家畜の所有者等、市町村、畜産関係団体、関連事業者及び産業動物獣医師等に対して、農場への立入りや研修会の実施等により飼養衛生管理基準の内容について周知する。

3 飼養衛生管理マニュアル及び自己点検

家畜の所有者等に農場ごとの特性を踏まえた助言を行うとともに、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルに従い管理するよう指導する。また、家畜の所有者等は自己点検を年1回以上行い、その結果を農場内で共有するとともに、改善が必要な場合は対策を講じる。また、家きんの飼養者は、10月から5月にかけて毎月、豚等の飼養者は四半期毎に一斉点検を実施する。

4 遵守状況の確認と指導

毎年、各家畜の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況及び法第12条の4による定期報告等として行う自己点検結果について、農場への立入り等の手段により確認及び指導を行う。その際は、後述する重点的に指導等を実施すべき事項を中心に指導することとし、農林水産省が作成する「飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き」を活用して実施する。

家畜の所有者等の不遵守を確認し、指導してもなお正当な理由なく改善しない場合は、法に基づく指導及び助言や勧告、命令を実施する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

県は、法に基づき、監視伝染病の発生予防・予察事業の的確な実施を図るため、家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜A第 467 号農林水産省畜産局長通知）別記 1「監視伝染病サーベイランス対策指針」に基づく全国的サーベイランスにより、発生状況及び動向を的確に把握する。また、県内の監視伝染病の発生状況及び家畜の飼養状況等を考慮し、県内の状況把握を目的とした地域的サーベイランスを実施する。

1 計画の策定及び公表

家畜伝染病予防事業として実施する全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施計画を毎年作成し、毎年度末に翌年度に実施する内容を県報に告示する。

2 野生動物のサーベイランス

野生動物における伝染性疾病の浸潤状況を把握するため、市町村及び関係部局等と連携して以下のサーベイランス検査を実施する。

(1) 豚熱及びアフリカ豚熱の浸潤状況調査

死亡又は捕獲いのししについて豚熱及びアフリカ豚熱の検査（豚熱については抗体検査及び遺伝子検査、アフリカ豚熱については遺伝子検査）を実施する。

(2) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの浸潤状況調査

環境省が示す野鳥サーベイランスの対応レベルに沿って、環境政策課が実施する死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査に協力する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

重点的に指導等を実施すべき事項は、各畜種において、家畜伝染病の発生予防するため重要な項目や、豚等については豚熱、家きんについては、高病原性鳥インフルエンザ発生農場における疫学調査結果において指摘の多い項目等を優先して選定する。

そのほか、口蹄疫や豚熱等の特定家畜伝染病が発生した際には、埋却による処分が必須となるため「埋却地の準備」や、特定家畜伝染病のまん延防止のための「早期通報」を重点指導事項とする。

指導等を実施する地域については、県内全域で家畜が飼養されていることから、県内全域とし、指導時期については、継続的に指導を行う必要があることから計画期間である令和6～8年度とする。

家畜保健衛生所は、重点的に指導等を実施すべき事項について、年度ごとに指導等の実施状況を畜産課に報告する。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項 ※（ ）内は飼養衛生管理基準における項目番号を示す	指導等を実施する地域、時期
牛等	(10) 埋却地の準備 (17) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 (37) 特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域 R6～8年度
豚等	(10) 埋却地の準備 (23) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (26) 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (29) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (30) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (37) 特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域 R6～8年度
家きん	(8) 埋却地の準備 (20) 家きん舎に入る者の手指の消毒等 (21) 家きん舎ごとの靴の設置及び使用の徹底 (24) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (27) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (34) 特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域 R6～8年度

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 関係者との連携

飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路及び家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。

2 農場の分割管理の導入のための指導

家畜の所有者等は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場の分割管理の導入を検討し、その具体的内容について家畜保健衛生所へ相談の上、分割管理に取り組む。家畜保健衛生所は、家畜の所有者等から相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び農場の分割管理に当たっての対応マニュアルに鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対し、分割管理への取組について提案及び周知を行う。

3 大規模農場における対応計画の策定

大規模農場（採卵鶏 50 万羽以上、肉用鶏 20 万羽以上、豚 1 万頭以上飼養農場）において、発生時の対応計画を策定するよう指導する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

1 自衛防疫の推進

生産者、畜産団体等を対象としたパンフレット等による広報活動を行い、家畜伝染病の予防に必要な知識の普及啓発を行う。また、県、獣医師、畜産団体を構成員とする推進会議を開催し、組織的な防疫体制を推進する。

2 農場防疫対策支援

地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場防疫対策のための取組を推進するため、地域協議会の開催や農場防疫対策の普及、資材の整備を行うため、農場防疫対策支援事業を実施する。

(1) 地域協議会の開催

当該地域における農場防疫に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催する。

(2) 農場防疫対策の普及等

(1) の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、消毒等の防疫対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備等を行う。

(3) 野生動物対策に係る協力体制

県は、野生動物に由来する家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、平時から市町村、猟友会と連携して野生動物の検査体制を維持するとともに、狩猟者等に対して、捕獲作業時における人、器具、車両の消毒等の衛生対策について理解醸成を図る。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

民間獣医師、公衆衛生分野の公務員獣医師及び退職獣医師等の家畜防疫員への任命により、家畜防疫員の確保を計画的に図る。また、新規採用の獣医師職員を確保するため、大学訪問やインターンシップの受入れ、獣医学生を対象とした修学資金等の確保対策を行う。

2 家畜防疫員の育成

家畜防疫に係る知識や病性鑑定に必要な診断技術習得のため、国が開催する家畜衛生講習会等研修会及び講習会に積極的に参加し、家畜防疫員の育成に努める。また、研修会の内容については、他の家畜防疫員に対しても受講内容を伝達するため、伝達講習会を開催し、県内の家畜防疫員の知識・技術の高位平準化に努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を飼養衛生管理者として選任するよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 研修会等による情報提供

「茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例」第13条第一項に基づき、採卵鶏50万羽飼養可能な大規模事業者を対象に、高病原性鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止の措置を講ずるために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図るための研修を実施する。

また、その他の家畜飼養農場における飼養衛生管理者に対しても、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。

(2) 研修会の内容

- ① 海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 飼養衛生管理者に対する情報提供

- ① 平時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、他農場における優良事例に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、県による緊急の飼養衛生管理

に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮した情報提供

県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の活用・提供等を行う。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を行う。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュール

飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・指導するための法第 51 条に基づく立入検査の頻度は、原則、牛飼養農場は少なくとも2年間に1回とする。ただし、直近の調査で不遵守を認めている農場は、少なくとも1年に1回とする。

豚飼養農場及び家きん飼養農場（100羽以上飼養（だちょうにあっては10羽以上））の農場は少なくとも1年に1回とする。

2 立入時期

1の立入検査は、原則として、家きん飼養農場（100羽以上（だちょうにあっては10羽以上）飼養する農場）は11月末まで、豚等飼養農場は翌年1月末まで、牛等飼養農場は翌年2月末までとする。ただし、完了期限以降も指導を要する場合は、随時立入検査による指導を継続する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	関東甲信越北陸 各都県畜産主務課	既設	持ち回り	各都県における家畜衛生上の課題について 国への質問・要望事項について
関東ブロック家畜保健衛生所会議	関東各都県 家畜保健衛生所	既設	持ち回り	各都県における家畜衛生上の課題について
県境防疫会議	福島県中央家保 茨城県県北家保 栃木県県北家保 栃木県県央家保	既設	持ち回り	各疾病対策 話題提供
県境防疫会議	茨城県県西家保 栃木県県南家保 群馬県東部家保 埼玉県熊谷家保 千葉県中央家保	既設	持ち回り	各疾病対策 話題提供
県境防疫会議	茨城県鹿行家保 茨城県県南家保 千葉県北部家保 千葉県東部家保	既設	持ち回り	各疾病対策 話題提供
茨城県CSF感染拡大防止対策協議会	行政機関（県・市町村） 県猟友会	既設	茨城県畜産協会	野生イノシシ経口ワクチンの散布計画
家畜保健衛生所事業推進会議	県及び市町村・関係団体等	既設	各家畜保健衛生所	家畜衛生事業計画等の周知
茨城県オーエスキ一病防疫協議会	県及び市町村・関係団体等	既設	県畜産課	オーエスキ一病防疫対策に関すること 地域オーエスキ一病防疫協議会との調整
地域オーエスキ一病防疫協議会	県及び市町村・関係団体等	既設	各家畜保健衛生所	地域におけるオーエスキ一病防疫対策に関すること

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

1 飼養者等への情報提供・必要事項の指示

本県の家畜において、特定家畜伝染病が発生した場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等により、該当する家畜の飼養者等に速やかに発生情報の提供及び異状の有無の確認を行う。また、設定される制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について点検を実施する。

さらに、関係者が連携してまん延防止に努めることができるよう、防疫指針や疫学情報等に基づき、制限区域の設定、消毒ポイントの設置等について、飼養者等や関係団体、関係事業者等に情報提供するとともに、適切な飼養衛生管理や早期通報の徹底、法第 52 条による報告徴求等、必要な措置について具体的な指示を行う。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の施設等への対応に関する方針

1 畜産農家以外の家畜の飼養施設

通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩飼育者等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本計画の対象とする。

2 指導方法

県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導する。また、必要に応じて、関係部局と適切に連携して指導する。